

技術科教育と「生活」の問題

－技術科の目標の検討（その１）－

佐々木 享

1969年4月に文部省は中学校学習指導要領を全面的に改訂したが、この改訂によって、従前の「技術・家庭」科は必修教科として存続することになった。技術・家庭科は、少くとも20年間に近い間（次回の改訂でも変わらないとすればそれ以上の長期にわたって）必修教科として存続することが約束されたわけである。ことさらにこんなことを書くのは、この技術・家庭科の前身と考えられる諸教科は、戦前戦後を通して10年間以上も必修教科として安定的に存在したことはなく、戦後だけを考えてみても、1947年に職業科として誕生し、早くも1949年には職業・家庭科となったわけであるが、1958年に技術科が誕生するまでのあいだに学習指導要領が他教科より一回余分に変るといって経過を経ているなど、教科の名称・性格・内容はつねに変転する歴史を重ねてきたからである。¹⁾ こうした前史をふりかえってみても、また、「技術」の名をもつ教科が誕生したのはわが国の普通教育史上はじめてのことだったという点を考えてみても、技術・家庭科が20年近くにわたって安定的に存続することは、歴史的に重要な意味をもつものと考えられるのである。もちろん、技術・家庭科の現実的な役割については、今後の実証的な研究にまたなければならないが、われわれとしては、改訂された技術・家庭科の現段階における問題点を究明することを通して、今後の技術・家庭科教育の展望を明らかにしておくことが必要であるように思われる。ここでは、このような課題のうち、改訂された技術・家庭科の目標や性格に関して若干の検討を加えることとしたい。

改訂学習指導要領が告示されてのち、技術・家庭科の研究、とくに学習指導要領の文言にそくした本格的な論稿は、私の知る限り、まだ現われていない。^(補注) 私たちは、私達の自主的・民主的な技術・家庭科の研究・実践の展望を明らかにするためには、現実には、私たちに押しつけられてこの教科の基本的特徴を示している学習指導要領そのものを批判的に検討することからはじめなければならない。（「批判的に」というのは、このばあい、「科学的に」と同義である。）私たちの研究や運動は、あれこれの空想的・非現実的な「……であるべきだ」という流義の議論から出発すべきではなく、多くの教師たちが、よくもわるくもその影響をうける学習指導要領が存在しているという現実から出発しなければならない、と考えるからである。

<補注>

私がかつて、1958年版の学習指導要領の技術科教育について、規定にそくして批判的に検討したとき、「残念なことに、民間教育研究運動は全体として盛んになったとはいっても、技術科に関連した分野では、いままでのところ学習指導要領の規定による技術科の性格や目標を批判的に検討する仕事になされてこなかった」と書いたところ（拙稿「技術科教育の性格と目標」、『教育』1966年5月号、42ページ）、池上正道氏から「私たちは、これまでの研究のなかで、こうした仕事をしてきた。……」という反論をうけた（産業教育研究連盟編『技術・家庭科教育の創造』214ページ以下）。そのばあい私は、あの文章全体をみてもらえばわかるように、「学習指導要領の文面そのものにそくした批判的検討がなかった」ことを強調したのであって、その意味では池上氏の反論は反論になっていないというべきものである。69年の改訂学習指導要領の「草案」については少し事情がちがう。『技術教育』誌の69年2月号で、数人の人がややこまかな点まで検討しており、そのなかには西田氏のような注目すべき見解があり、また69年2月には正式に、この草案に対する産教連の「要望」もまとめられているからである（『技術教育』67年6月号に収録）。

ところで私は、改訂学習指導要領の草案が発表された段階に、これについての短かい意見を公表したことがある。²⁾そこでのべた主要な論点は、①技術・家庭科が依然としてその内容を「男子向き」と「女子向き」とに分けて、技術教育のうえで女子を不当に差別していること、②この教科の内容が全体として、生徒に作業をさせることを中心とし、……させながら学ばせるという前の学習指導要領の学習方式を踏襲して、科学を教えることを軽視していること、③この教科の総括的な「目標」が「生活に必要な技術を習得させ」ることにおかれているために、この教科の内容が技術教育から逸脱して日常の消費生活のなかのあれこれの手だてを学ぶことに矮小化されるおそれのあること、などであった。もちろん私は、「草案」が「官報告示」となった現在も、以上のような見解を訂正する必要は少しもないと考えている。このばあい、とくに注意しておきたいことは、私たちのこのような批判は文部省の係官にはひどく気になったものとみえ、私の批判（ときを同じくしてしかも私と同趣旨の批判的意見を述べた村田泰彦氏の文章³⁾と）が、名ざして教科調査官鈴木寿雄氏によって「批判」されたという事実⁴⁾があったことである。もちろん、鈴木氏の「批判」は根拠もなく学習指導要領の押しつけをはかったものにすぎず、科学的な検討に価するものではなかったが、一定の影響力をもっていることも考慮して、村田氏⁵⁾および私によって⁶⁾反論が行なわれた。その後、鈴木氏が再度の反論をしているかどうかは知られていない。ここでは、この論争(?)の経過を追う必要はないが、私たちは、こうした役人達の理不尽な「批判」に耐えぬく強靱な理論をもつ必要があるのだということは強調しておかねばならない。

改訂学習指導要領の技術・家庭科において、もっとも不合理なことは、この教科が「1つの教科」であるとされながら、その内容が「男子向き」と「女子向き」とに分けられていることである。このことは、とくに女生徒がまともな技術教育を受けることができないという点で、つまり技術教育の面で女子が著しく差別的な扱いを受けていることこそ問題とされるべきであることを意味していることは勿論であるが、同時に、このばあい「女子向き」の内容が技術科の内容でもあるために、技術科教育の目標や性格をゆがめる重要な原因の一つになっていることにも留意すべきであろう。私たちは、以前から、このような意味で、技術・家庭科の男女差別には繰り返し反対してきた。⁷⁾その理論的な根拠についても別な機会にくわしくのべたことがあるので、⁸⁾ここではくりかえさない。ただし、ごく一部ではあるが、依然として、私や原正敏氏などが技術・家庭科の男女共学に反対しているかのような悪意な言動があることを耳にするので、私たちは、「技術」と「家庭」とをふくんだ「技術・家庭科」を単一の教科とは考えていないこと、技術科教育の男女差別に反対しその男女共学をとくに強く主張するが、「技術・家庭科」を男女共学にしようという主張に反対したことは一度もないことを重ねて強調しておきたい。また、これに関連して、原正敏はいわゆるポツなし技術家庭科すなわち「技術家庭科は単一の教科である」という一部の人の主張に反対する議論を展開しているが、⁸⁾私はこの問題については同氏の意見にほぼ完全に同意していることを明らかにしておきたい。

本稿では、技術科——学習指導要領にしたがえば「技術・家庭」科のうちの「男子向き」の内容にあたる——について検討するが、これは、うえにも少しふれたように、私たちは「技術科」と「家庭科」とは、性格・目標・内容のいずれの点においても、ほんらいたがいに異った教科であるしまた異った教科として扱われるべきものだという考えにたっているからである。このことは、技術科の「目標」に深く関係する問題なので、ややたち入って検討を加えておく必要がある。

私の理解する限り、技術・家庭科は単一の教科ではなく「技術」科と「家庭」科とは別個の教科なのだという判断が自覚化されてきたのはここ数年来のことであり、とくに、技術・家庭科の男女共学という問題が実践と教育運動の現実的な課題とされるようになってからのことである。⁹⁾私自身の問題としてふりかえてみても、1965年に書いた論文のなかで技術・家庭科という「教科」の特殊性にふれてはいるが、⁹⁾そこでは免許状の問題にまで言及しているのに、技術と家庭とが別個の教科だとはいっていない。

ひるがえってみると、この問題は、一見、より直接的には技術・家庭科が男女別学を強要したことに端を発しているように思われるが、歴史的には、職業科と家庭科とがポツで結ばれている「職業・家庭科」の誕生した1951（昭和26）年版学習指導要領にふくまれていたはずのものであった。清原道寿氏によれば、1951年秋当時、すでに、今日の産業教育研究連盟の前身である職

業教育研究会のなかに、「職業」と「家庭」とをあわせて「職業・家庭科」を単一の教科だとしていることについて、「現在の段階においては、教科の構成の上で、職業と家庭は分離することが正しい」とする主張があったと指摘されている。¹⁰⁾私は、今日においてもこの指摘は正しく重要な問題を衝いていると考えるが、その後、このような問題意識は正しく発展させられなかったように思われる（それどころか、民間側の一部に、ポツなしの単一教科論すら現われている¹¹⁾ことは周知のところである）。

ほんらい別個の教科であった「職業」と「家庭」とをポツで結んで単一の教科とするという行政措置は、表面的には、そのまま、1957年版の学習指導要領に引きつがれ、さらに、その考え方は1958年の学習指導要領によって「技術・家庭」科にも引き継がれたわけである。しかし、表面的にはそうであったにしても、今日では、この無理な措置には若干の議論があったことが知られている。すなわち、58年版の教育課程改訂の原案を審議した教育課程審議会では、文部省側にははじめ「名称は男子に技術科、女子に家庭科」という案があったといわれるが、¹²⁾最終的には(58年3月15日に)「技術科」として答申された。この答申を受けてのち、5月16日から学習指導要領の原案を審議した教材等調査委員会職業・家庭科小委員会は、「技術科としてその内容の作成にあたり、教科名は審議しなかった」といわれる。¹³⁾つまり、教育課程審議会と教材等調査委員会の審議の段階では、少なくとも名称に関するかぎり、単一の教科と考えられていたのである(内容は男子向きに工的なもの、女子向きに家庭技術的なものの二系列を考えていたことは、その後の技術・家庭科と変るところはない)。この段階では、たとえば教材等調査委員会職業・家庭科小委員会の委員長をつとめた教育学者の細谷俊夫氏などは、少なくとも主観的には、「技術科」を創設することによって、技術科の名のもとに「男子向き」「女子向き」の内容を教授することを考えていたらしい。いいかえれば、技術科にすることにより必修としての家庭科を中学校からなくしてしまうことを考えていたらしい。このような主観的な意図は、学習指導要領の草案を発表する直前になって、文部省が委員に相談することなく、この教科の名称を「技術・家庭」と変えてしまったことによってうちくだかれてしまった。12年ののち、細谷氏はつぎのようにいっている。

この技術科の目標や内容を規定する学習指導要領を作製する仕事にあたって苦勞させられたことも、今は懐しい思い出となった。しかし最後まで技術科としてまとめられたものが、散々苦勞した小委員には一片の挨拶もなしに、告示の段階で突如、技術家庭科と変ってしまった理由はいまなお不可解である。「誰のためのカリキュラムか」と疑い、「これで技術科創設の興味は半減した」と歎いたのは私一人ではなかった。

このような経過は、細谷氏らによって、学習指導要領の草案審議の段階では、ほんきで「技術科」という単一の教科が考えられていたこと、今日の「女子向き」の内容も、「・家庭」としてではな

く「技術科」のほんらい的な内容の一部として考えていたことを示している。この考え方は、今日のポツなし技術家庭科論に通ずるものをふくんでいるという点で興味深いものがある。

私たちは、技術科教育を問題にするとき、今日の「女子向き」の内容も技術科であるなどと考えたりはしない。今日の「女子向き」の内容は、（５８年版にしても６９年版にしても）製図などにごく一部をのぞく大部分が、技術教育としての内容ではなく、むしろ家庭科教育の内容であると考えている。私も、草案発表の直前に「・家庭」をつけ加えた文部省の理不尽な措置に反対するが、その反対意見は、理不尽なやり方そのものよりもむしろ内容を「男子向き」「女子向き」の二系列（と文部省はいつている）に分けていることに向けられている。その意味では、私たちは、女子に「家庭的」内容が必要ならば、「女子の生産技術教育を犠牲にしないために、ハミダシ教科なり、選択教科にゆずればよい」もちろん「中学校における一般教養として、家庭（科—引用者）学習の独自の性格・目標・内容が明確化され」るならば、それは技術科とは別の「教科として分立し、男女共通に学習するようにしなくてはならない」¹⁵⁾という清原氏の意見に私たちは同意するものである。

このような経過をたどったあとの技術・家庭科の現実における扱われ方には注目すべきものがあった。すなわち、文部省は、「技術・家庭」科は単一の教科であるとしながら、現実には、その「男子向き」内容を「技術」の教員免許状をもつ教師に担当させ、「女子向き」内容を「家庭」の教員免許状をもつ教師に担当させることにしたのである。（「職業・家庭」科の時代にも、この単一の教科を「職業」科の教師と「家庭」科の教師とが担当していたが、この教科の内容は、実質的にはとにかくとして、少くとも形式上は男子と女子に２分するというふうにはなっていなかった。）このような措置をとるについて、明文化した行政措置がとられたのかどうか私は知らないのだが、文部省がこの単一の教科を「技術」と「家庭」という互に全く性格・内容を異にする免許状をもつ教師に分担させる措置をとったことは、当時の免許状の切換え措置に明らかである。学習指導要領草案審議の一時期に細谷氏などが考えたように、「技術科」（私たちのいう技術科ではなく、のちの「技術・家庭科」）が単一の教科であるとするなら、免許状も単一の教科（細谷氏らの考えでは「技術」、学習指導要領に従えば「技術・家庭」）に切り換えられるはずのところであった。ところが現実にとられた切換え措置は、教育職員免許法附則（昭和３６年６月８日）の６、７項および教育職員免許法施行規則（昭和３６年７月２５日）の１１項の規定により、「技術」の免許状に切換えられたのはそれまでに「職業」または「図画工作」の免許状を持つ者のうち文部省のいわゆる１２日間講習を受けた者に限る、というものであり、¹⁷⁾「家庭」の免許状については何らの措置もとられなかったから「家庭」から「技術」への転換は行なわれなかったし、したがってかりに希望して

もできなかったのである。(そのいっぽうで、同じく昭和36年7月25日に改正された教育職員免許法施行規則第三条の表によれば、中学校の「家庭」の免許状を取得するために必要な教科に関する専門科目には「家庭機械及び家庭工作(設計及び製図を含む)」がふくまれ、明らかに、「家庭」の免許状をもつ者が「技術・家庭」科のうちの「女子向き」つまり「・家庭」の部分を担当することを予定しているといわざるを得ないのである。「技術・家庭科」は単一の教科ではなく、明らかに、技術科と家庭科という別個の教科をボツでつなげたものなのである。

前おきがながくなってしまったが、これは学習指導要領の技術・家庭科の「目標」のなかにくりかえし「生活」ということばが現われるため、私たちはどうしても技術科教育と「生活」との関係を検討する必要にせまられているからである。

学習指導要領によれば、技術・家庭科の目標はつぎのとおりである。

生活に必要な技術を習得させ、それを通して生活を明るく豊かにするためのくふう創造の能力および実践的な態度を養う。このため、

1. 計画、製作、整備などに関する基礎的な技術を習得させ、その科学的な根拠を理解させるとともに、技術を実際に活用する能力を養う。
2. 家庭や社会における技術と生活との密接な関連を理解させ、生活を技術的な面からくふう改善し、明るく豊かにする能力と態度を養う。
3. 仕事を合理的、創造的に進める能力や協同、責任および安全を重んじる態度を養う。(下線は引用者)

『中学校指導書 技術・家庭編』(以下たんに『指導書』という)によれば、はじめの教行がこの教科の「総括的目標」である。ここに「生活」が二度も出てくることが注目されるが、まずはじめの「生活に必要な技術」とくに注目してみよう。『指導書』(3ページ)は、ここにいる「生活」の範囲を、「身のまわりの身近な日常生活にとどまらず、消費者としての生活、生産者としての生活、家庭における生活、職場における生活、地域社会における生活など、多面的にとらえることがたいせつである」と説明している。いっばんに「生活」ということばが多義に用いられることそれ自体はいちおう認められるにしても、『指導書』がわざわざ「身のまわりの身近な日常生活にとどまらず」と断っていることは興味深い。虚心に技術・家庭科教育(とくに「女子向き」の内容)の現実をみる人が学習指導要領にいう「生活」とは身のまわりの日常生活のことだと思ふのはむしろ当然なのだが、そういうふうにはみえてはいけな、と説教をしているわけである。しかしながら、私たちはこのような説明には同意しがたい。私たちは、技術科教育でいう技術とは、社会における物質的財貨の生産にかかわる技術のことをさすものと理解しているし、またそう解すべきだと考え

ている。その意味では、技術科教育でいう「技術」を「生産技術」とおきかえてもよいのである。こういう観点からみるときは、「生活に必要な技術」という字句は全く意味をなさないというべきである。かりに一步ゆずって「生活に必要な生産技術」という字句が意味をもつとすれば、この場合の「生活」は生産の場以外の、「身のまわりの身近な日常生活」とか「消費者としての生活」「家庭における生活」を指すのでなければつじつまが合わないことになるが、現実には「消費者としての生活に必要な生産技術」とか「家庭における生活に必要な生産技術」などという字句は、ことばは並んでいるが内容はないというよりほかはない。

念のためにいえば「技術とは何か」という問題については生労手段体系説・意識的適用説・形態説などの諸説があるが、¹⁸⁾ そのいずれもが生産技術、あるいは少なくとも生産労働にかかわって技術を問題にしているのであって、これらの諸説には「生活に必要な技術」などという珍妙な概念を容れる余地は全くない、とあってよい。一部の人がかって依拠していたといわれる意識的適用説でさえ、その提唱者である武谷氏にしたがえば、「技術とは人間実践(生産的実践)における客観的法則性の意識的適用である」¹⁹⁾としているのであって(カッコ内も原文)、このばあいにも「生活に必要な技術」なるものを容れる余地のないことは、武谷氏の原文でも明らかである。とするならば、学習指導要領における「技術」の概念は、「技術とは科学の応用である」とする俗説を基礎としているのだとしか判断のしようがない。

むりなこじつけをしてまで「生活に必要な技術」を習得させることを技術科教育の目標に掲げた理由としては、少なくとも二つのことが考えられる。その一つは、すでにのべたことから明らかなように、この総括的目標がたんに技術科(学習指導要領のいう「男子向き」の内容)であるだけでなく、同時に家庭科(学習指導要領のいう「女子向き」の内容)の目標とされていることに関係している。つまり、文部省は、「女子向き」の内容すなわち、被服、食物、住居、家庭機械、保育(58年版では、食物は調理、被服は被服製作とされており、このほかに家庭工作があった、)などの内容を「生活に必要な技術」と表現したつもりなのであろう。これらの被服、食物などの内容が「生活に必要」でありかつ中学校で教える必要があるかどうかは、技術教育の問題ではなく、家庭科教育の問題であるから今ここで検討する必要はないが、少なくともこれら被服、食物等の「女子向き」の内容が技術(生産技術)でないことだけは確実である。つまり文部省は、技術(生産技術)であるはずもない「女子向き」の内容を、技術科教育と同じ一つの教科の目標として表現するために「生活に必要な技術」という字句のなかに閉じ込めたと考えられるのである。

第2の問題は、この総括目標の表現が「女子向き」の内容を考慮していることはあきらかだが、かりにこの問題を切り離して考えてみると、文部省は技術科(つまり「男子向き」の内容)を「生活に必要な技術」という字句で表現できると考えているとみられることである。このことは、その

目標や内容を58年版の学習指導要領とくらべてみると、とくに鮮明になる。たとえば、58年版の技術・家庭科の総括的目標のなかには「近代技術に関する理解を与え」という字句があり、この「近代技術」は文部省の係官によって、「近代技術とは、近代社会における代表的な技術という意味」²⁰⁾であるとされ、このような理解に関連して、技術・家庭科の内容としては、「限られた時間と教育費の中で行うことであるから、生産対象としての学習材料などは、生産手段としての機械化や動力化が、より理解しやすいもので、入手しやすく、生徒の現在および将来の生活に、より必要性の高いもの、近いものを選ぶことがたいせつである」²¹⁾と説明されていた（下線は引用者）。このような説明は、技術科（「男子向き」の内容）にたいする説明としては適格的であるが、家庭科（「女子向き」にたいしては全く不整合なものであった。このようなことが自覚されたのかどうかは知る由もないが、69年の改訂によって「近代技術」ということばは消えさった。この「近代技術」云々の抹消は、私たちには、技術科教育のなかにあった生産技術教育としての側面の後退を示唆するように思われるのである。このような後退は、「男子向き」の内容のなかに、「日常生活における機械の選択について指導する」「日常生活における電気機器の選択について指導する」などの日常の消費生活そのものに関するテーマが新しく加えられたことにいっそう顕著に示されているといえることができる。

以上に略述したことは、主として「生活に必要な技術」ということばにふくまれている問題点であるが、これらのことから私たちは、重ねて、「生活に必要な技術」という規定は、内容があいまいなだけでなく技術教育の目標としてはまちがっており、技術教育の性格・内容を消費生活面へ傾斜させてしまうおそれがある、と主張しなければならない。

また、総括的目標の後段「生活を明るく豊かにするためのくふう創造の能力および実践的な態度」というばあいの「生活」についても、検討してみる必要がある。ここでいう「生活」とは何をさすかがまず問題となる。『指導書』が「生活」を多義なものと解し、「生産生活」さえもそのなかにふくむと説明していることは前にのべた。しかし58版の学習指導要領の「目標」には「生活」ということばが五個もでてくるが、そのなかには、「生活の向上と技術の発展に努める」というように、「生活」を生産から切り離しているとみられる字句もあった。そして58年版の学習指導要領にたいする『中学校技術・家庭指導書』では、「生活」ということばについての特設の説明がないだけでなく、「目標」の説明のなかで、「技術の発達がわれわれの生活や産業を向上発展させていること、ならびに生活の向上や産業の発展が新しい技術や製品の必要を生み」（3ページ）というように、当然のことながら、「生活」と「産業」とを切り離し、別なものとして説明している部分がある。したがってこのばあいの「生活」ということばには、「生産生活」というような意味は入っていないというべきである。もし、これはこれとして正しいというならば、一つの文書のなか

で同じことばをいろいろな意味に使っていたということになる。

こういうあいまいさは、改訂学習指導要領のなかに、たくさんふくまれている。「男子向き」についてみれば、2年の電気のなかに「電気と生活との関係について指導する」という項目があるがその指導事項（『指導書』7ページによると「指導項目」とは「具体的な指導内容」をさす）は「日常生活に必要な電気に関する法的制限について知ること」「生活を豊かにするための電気の利用について考えること」とされており、このばあいの「生活」は「日常生活」とイコールである（実教と開隆堂の2社しかない新教科書でも、この部分では日常生活の電気機器しか扱っていない）。「女子向き」の内容において使われている「生活」は、「快適な生活を営むために必要な家具について考えること」の用例のように、そのすべてが「日常生活」を意味するものである。

このようにみえてくると、改訂学習指導要領の技術・家庭科では、「生活」ということばが教科の目標や内容のなかに多数あって教科の性格にかかわるほどなのだが、「女子向き」のばあいはすべて日常生活を意味し、「男子向き」のばあいには「生産生活」をふくむと解せられるものもふくまれ、使われている場所によって意味するところが一義的でない。しかしながら、大勢としては、「生活を明るく豊かにするため」というときの「生活」は消費生活をさすものとして大過ない、ということができらるであろう。そしてこのことは当然に、目標の2、のなかの「生活を技術的な面からくふう改善し、明るく豊かにする能力と態度を養う」という部分についてもいえることである。私たちは、学習指導要領のこのように規定に関して、少なくとも2つのことを指摘しなければならない。その1つは、技術科教育の目標を消費生活の改善向上というような問題のなかに矮小化してはならない、ということである。技術科教育は、技術についての法則を理解し、正しく技能を習うことを通して、子どもたちが将来生産の主人公とされるような能力を身につけることを目標として行なわれるべきものだからである。もう1つは、技術的な面から生活を改善向上させるという考え方それ自体に問題があることである。学習指導要領は、生活を改善向上させる基本は政治・経済の問題であることを、技術的な問題のなかに矮小化しようとしているように思われるのである。この問題については、すでに村田泰彦氏によって詳論されているのでここでは省略しよう。

- 1) 技術・家庭科の歴史の概要については、原正敏・佐々木享「技術科教育の諸側面の歴史的構造」『教育』1963年1, 2月号(のちに教育科学研究会論『現代教科の構造』1964年, 国土社刊, に収録)を参照。
- 2) 拙稿「生活に必要な技術」という矮小化」『教育』1969年3月号, 28-32ページ。
- 3) 村田泰彦「マイホーム時代適合の矮小化」『教育』同上号, 32-36ページ。
- 4) 鈴木寿雄「学習指導要領の研究」『技術・家庭教育資料』(実教出版社のPR誌)1969年

9月号, 1970年4月号。

5) 村田泰彦「新学習指導要領の問題点・再説 — 技術・家庭科『女子向き』をめぐって」『教育』1970年5月号, 73-81ページ。

6) 拙稿「技術科教材論序説」, 『教育』1970年9月号, 75-83ページ。

7) 明確な方針書としては, たとえば「技術教育研究会・活動方針」(『技術教育研究会会報』第62号, 1970年10月, 同68号にも再録)をみよ。

7) 拙稿「技術・家庭科の男女差別に反対しよう」, 『技術教育』1969年6月号, 34-39ページ, 同7月号, 45-50ページ。

8) 原正敏「技術科教育運動の現状と課題」, 本誌所収, を参照。

9) 拙稿「中学校の技術教育」, 『教育』1965年12月号, 31-39ページ。

10) 清原道寿「職業・家庭科の歴史」, 産業教育研究連盟編『技術・家庭科教育の創造』(1968年), 36ページ。

11) たとえば, 岡邦雄「単一教科として技術家庭科を構成する試み」, 岡邦雄・向山玉雄編『男女共通の技術・家庭科教育』, 1970年, 所収。

12) 清原, 前掲書, 49ページ。

13) 伊古田昇二「学習指導要領の改訂について」, 細谷俊夫編『中学校技術・家庭科の新教育課程』(1958年, 国土社), 19ページ。

14) 細谷俊夫『牛歩38年』1970年, 187ページ。

15) 清原道寿「改訂の意義と問題点」, 細谷俊夫編, 前掲書, 71ページ。

16) 「・家庭」を断わりなしにつけ加えるという理不尽な措置をとられてしまったすぐあとになって, 細谷氏も, 「女子向き」の内容を技術科の内容としてしまうのは無理だったと, つぎのようにいっている。

「技術科が農村と都市というような地域差を一切認めない立場に立って全体の水準を上げようとしたことはよい。しかし男女の差だけはこれを承認して, それを技術科という教科の枠の中だけで解決しようとしたことがもともと無理だったといえる。」(『総合教育技術』1958年5月号, のちに『牛歩38年』に再録)

17) 「図画工作」または「職業」の免許状を「技術」に切り換えるための講習会がまことに粗末なものであったことについては, 原正敏・佐々木享『技術教育と災害問題』(1966年, 国土社), 73-77ページをみよ。また, この切換え措置によって, 「図画工作」または「職業」の一級免許状をもつ者が「技術」の二級免許状しか得られなかったことについては, 『日本の教育』第16集(1967年, 189ページ)以後の毎年の『日本の教育』にくわしいが, 詳しくは日教

組編『私たちの教育課程研究・技術教育』（1971年）をみよ。

18) 山崎俊雄「技術の構造 教育のための技術論の試み」、『現代教育学』11, 技術と教育（1961年）, 同「技術とはなにか」, 日本科学者会議編『技術論セミナーI・現代技術と技術者』（1971年）など参照。

19) 武谷三男『弁証法の諸問題』（理論社版）, 190ページ。

20) 伊古田昇二「技術・家庭科教育課程の趣旨について」, 細谷俊夫編前掲書, 25ページ。

21) 伊古田, 同上書, 26ページ。 (専修大学)

技術教育研究会・規約

第1条 この会は、技術教育研究会といい、事務局を東京都におく。

第2条 この会は、教育基本法に基いて、国民的立場からひろく技術教育の理論と實際を研究することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、つぎのような活動を行なう。

1. 研究会, 講習会, 懇談会の開催
2. 機関誌の編集・発行
3. 研究成果の刊行
4. 研究サークルの育成
5. その他必要な活動

第4条 この会の目的に賛同するものは、会員となることができる。

第5条 この会につぎのような機関をおく。

1. 総会=総会は、この会の最高決議機関であり、原則として年1回開く。
2. 委員会=委員会は、総会につぐ議決機関で、総会までの会務の処理にあたる。委員は総会で選出される。
3. 常任委員会=常任委員会は、この会の事業を積極的に推進する。常任委員は委員の互選による。
4. 代表委員=代表委員は常任委員の互選による。代表委員は会を代表する。
5. 事務局=常任委員会のもとに事務局をおく。事務局は会務を執行する。

第6条 この会の運営は、会費、会の活動による収益および寄附金によってまかなう。会費は年500円とする。

付 則

この会則は1970年8月7日より実施する。